



## 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03

ケイマン籍契約型外国投資信託（米ドル建て）／単位型 公社債投資信託

作成基準日：2026年3月31日

※ このページは、組入債券の積極運用部分におけるリターン（損益）のもととなる参照戦略等について、マン・グループおよびゴールドマン・サックス証券株式会社から提供を受けたデータおよび情報を基に記載しています。

## AHLマクロ戦略 投資配分比率（％）

	当月末	前月比
カレンダーモデル	20.0	0.0
リード・ラグモデル	55.0	0.0
ファンダメンタルモデル	25.0	0.0
合計	100.0	0.0

※ ボラティリティ・コントロールや、モメンタム・リスク・コントロール（MRC）などを実施する前の投資配分比率です。参照戦略とは異なります。

## AHLマクロ戦略 エクスポージャー（％）

	ネット		グロス	
	当月末	前月比	当月末	前月比
金利・債券	27.8	-41.4	55.4	-49.4
株式	27.1	+26.9	44.2	-16.1
コモディティ	-4.9	-19.7	61.0	-5.4
通貨	0.0	-	291.3	-30.6
合計	50.0	-34.3	451.8	-101.6



※ ボラティリティ・コントロールや、モメンタム・リスク・コントロール（MRC）などを実施する前のエクスポージャーです。参照戦略とは異なります。

※ グロスは、各資産の買い持ち（ロング）と売り持ち（ショート）の絶対値の合計です。

※ 通貨についてはペア（例：米ドル/日本円、ユーロ/米ドル等）で取引されることから、片方を買持ち（ロング）するともう片方は売り持ち（ショート）することになります。したがって、ネットベース（買い持ちと売り持ちの合計）では常時ゼロとなります。

## AHLマクロ戦略 資産別寄与度（％）

	当月
金利・債券	-2.2
株式	-1.6
コモディティ	4.4
通貨	-0.6
合計	-0.0

※ ボラティリティ・コントロールや、モメンタム・リスク・コントロール（MRC）などを実施する前の寄与度です。参照戦略とは異なります。

## AHLマクロ戦略 ポジション寄与度（％）

	順位	資産クラス	寄与度
上位	1	原油（WTI）	コモディティ +1.6
	2	軽油（ICE）	コモディティ +1.4
	3	軽油（NYMEX）	コモディティ +1.4
	4	原油（ブレント）	コモディティ +1.3
	5	シンガポールドル/米ドル	通貨 +0.5
下位	1	3ヶ月物SONIA金利	金利・債券 -1.1
	2	カナダドル/米ドル	通貨 -0.9
	3	スイス全株指数	株式 -0.7
	4	ニフティ50指数	株式 -0.7
	5	ガソリン	コモディティ -0.7

※ ボラティリティ・コントロールや、モメンタム・リスク・コントロール（MRC）などを実施する前の寄与度です。参照戦略とは異なります。

## ボラティリティ・コントロール調整比率（％）

	当月末	前月比
ボラティリティ・コントロール	60.9	+7.2

## モメンタム・リスク・コントロール（MRC）（％）

	当月末	前月比
モメンタム・リスク・コントロール	100.0	0.0

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

管理会社

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

※ このページは、組入債券の積極運用部分におけるリターン（損益）のもととなる参照戦略等について、マン・グループから提供を受けた情報を基に記載しています。

### AHLマクロ戦略 運用経過コメント

当月はイラン情勢の動向が金融市場の動きを左右しました。原油価格は上昇を続け、ブレント原油（北海で産出される原油で欧州の原油価格の指標）先物は月末に1バレル120米ドル近くで取引を終えました。紛争がスタグフレーション（景気停滞とインフレの併存）の可能性を高めたことで、株式市場は大幅に下落しました。S&P500インデックスは5週連続で下落し、ユーロ・ストックス600インデックスはここ数年来で最も大きく下落した月の一つとなりました。また、市場参加者がFRB（米連邦準備制度理事会）およびECB（欧州中央銀行）による利下げの可能性を織り込まなくなったことで、主要国の債券も売られる展開となりました。通貨では、米ドルが上昇した一方で、新興国通貨は全般的に売られました。

このような市場環境下において、当戦略においては、コモディティ（商品）から収益を獲得しました。一方で、金利・債券、株式、通貨からは損失が発生しました。

コモディティにおいては、複数のモデルを通じた原油や石油精製品のロングなどから収益を獲得しました。

通貨においては、リード・ラグモデルを通じた対米ドルでのカナダドルのロングなどから損失が発生しました。

株式においては、複数のモデルを通じたスイスやインドの株価指数のロングなどから損失が発生しました。

金利・債券においては、複数のモデルを通じた英国、欧州、日本の国債や短期金利のロングなどから損失が発生しました。

※ 運用経過コメントは作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等をお約束するものではありません。

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

管理会社

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・  
カンパニー・エス・エイ

## 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03

ケイマン籍契約型外国投資信託（米ドル建て）／単位型 公社債投資信託

作成基準日：2026年3月31日

## ファンドの特色

1. ファンドは、シグナム・ミレニアⅡ・リミテッドが発行する債券（投資先債券）への投資を通じて、実質的にファンドの満期日において米ドル建て投資元本の100%（満期時目標償還水準）を確保することを目指す安定運用部分と、超過収益の獲得を目指す積極運用部分を組み合わせて運用します。

\* シグナム・ミレニアⅡ・リミテッドは、ケイマン諸島において設立されている特別目的会社です。

● 特別目的会社は、債券の発行などの事業を営むことを目的とした会社であり、一般に資産の証券化や仕組債を発行する際に使用されます。

\* 安定運用部分は、日本国債への投資および通貨スワップ取引の締結を通じて、ファンドの満期時目標償還水準確保を目指します。

\* 積極運用部分は、コールオプション取引を通じて、参照戦略の収益状況に基づき、超過収益の獲得を目指します。

● 超過収益を構成する積極運用部分の収益は、ファンドの受益証券1口当たり（ファンドの発行価格×連動率×参照戦略の収益率）によって算出される値に相当します。

● 参照戦略の収益率は、運用開始基準日から判定基準日までの収益率を指します。

● 連動率は、100%を目指しますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。

\* 安定運用部分と積極運用部分および（上述）通貨スワップ取引とコールオプション取引は説明の便宜上分けておりますが、別々の債券または取引として独立に存在するわけではありません。

\* 米ドル建ての投資元本の確保を必ずしもお約束するものではありません。

2. ファンドは、信託期間約10年の単位型投資信託です。

● 信託期間は、2020年3月31日から2030年3月29日までとします。

※投資先債券の価格がターゲット水準に達した場合その他一定の事項が発生した場合、ファンドは早期償還されます。

3. ファンドは、運用開始日から3年が経過した日の翌日（2023年4月1日）以降、投資先債券の価格が下記的水準（ターゲット水準）以上となったことによりファンドの償還価格が米ドル建て投資元本の120%（早期償還目標水準）以上となることが期待される場合、投資先債券を売却することで早期償還を目指します。

ターゲット水準一覧（ファンドの償還価格が投資元本の120%以上となることが期待される場合）							
	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
当初3年	4月1日から	4月1日から	4月1日から	4月1日から	4月1日から	4月1日から	4月1日から
経過後の日程	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
	3月31日の間	3月31日の間	3月31日の間	3月31日の間	3月31日の間	3月31日の間	3月26日の間
投資先債券*	124.4%	124.2%	124.0%	123.8%	123.6%	123.4%	123.2%

\* 投資先債券の元本に対する割合。投資先債券の価格はファンドの1口当たり純資産価格とは一致しません。

※投資先債券の価格がターゲット水準に達してから信託期間終了日（2030年3月29日）までの期間が短い場合、早期償還が行われない場合があります。

※ターゲット水準は投資先債券を売却することで早期償還を目指す水準であり、受益証券1口当たり純資産価格が一定の水準になることを示唆または保証するものではありません。

※早期償還が行われる場合においても、ターゲット水準が投資先債券の実際の売却価格となるわけではありません。投資先債券の実際の売却価格は、ターゲット水準を下回ることが予想されます。また、投資先債券の売却等を行う際の市場動向や費用負担等により、ファンドの実際の償還価格は、投資先債券の売却価格がターゲット水準であった場合におけるファンドの償還価格を下回る場合があります。

※投資先債券の価格がターゲット水準に達し、早期償還のために投資先債券が売却された場合、事前に提出されかつ効力が発生していないすべての換金（買戻し）請求は取り消されます。また、早期償還が決定した後、換金（買戻し）請求の受付は停止されます。

※換金（買戻し）手数料は、ファンドが早期償還される場合にもかかります。

※投資先債券の売却等が速やかに行えない場合があるため、投資先債券の価格がターゲット水準に達してから早期償還が行われるまで日数がかかる場合および早期償還が行われることなく満期償還となる場合があります。

4. 原則として収益の分配は行いません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

管理会社

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・  
カンパニー・エス・エイ

## 投資リスク

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。また、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の発行者等の状況の変化等を受けて変動するため、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドの1口当たり純資産価格は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円貨でお受取りの際には、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。**したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。**

以下は、ファンドの主な投資リスクの要点だけを述べたものです。ファンドはその他のリスクに加え、投資先債券および参照戦略のそれぞれに関連するリスクを負います。これらのリスクを含む、ファンド、投資先債券および参照戦略の詳細が記載されている請求目論見書を参照し、専門家に相談することを推奨します。

### ■ 価格変動リスク

ファンドは投資先債券に投資します。投資先債券は、参照戦略のパフォーマンスに連動します。安定運用部分の価値は市場金利の変動等を受けて変動する場合があります。参照戦略は、参照ファンドへの想定上の投資を行うため、参照ファンド等の価格の変動により積極運用部分の価値が変動する場合があります。このため、受益証券の価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。この結果、ファンドの受益証券の価格が変動し、または価格が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### ■ 為替変動リスク

ファンドは外貨建て資産に投資していることから、外国為替相場の変動の影響を受けます。そのため、純資産価額が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドの純資産価額の算定は米ドル建てにより行われるので、日本円により投資する場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合があります。

### ■ 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行になること等をいいます。ファンドは、投資先債券の発行会社、日本国債の発行者ならびにゴールドマン・サックス・インターナショナルの信用リスクを伴い、その影響を受けるので、純資産価額が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### ■ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、ファンドはそのリスクを伴います。例えば、ファンドは流動性がなくなることのある市場に投資することがあるため、ポジションを清算することが不可能になるかまたはそのための費用が高くなることもあり、その結果、多額の取引費用が生ずる場合があります。純資産価額が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

## その他の留意点

### ● 投資先債券の価格がターゲット水準に達した場合の繰上償還に係る留意事項

ファンドは、運用開始日から3年が経過した日の翌日（2023年4月1日）以降、投資先債券の価格がターゲット水準以上となったことによりファンドの償還価格が米ドル建て投資元本の120%以上となることが期待される場合、投資先債券を売却することで早期償還を目指します。投資先債券の価格がターゲット水準に達してから信託期間終了日（2030年3月29日）までの期間が短い場合、早期償還が行われない場合があります。ターゲット水準は投資先債券を売却することで早期償還を目指す水準であり、受益証券1口当たり純資産価格が一定の水準になることを示唆または保証するものではありません。早期償還が行われる場合においても、ターゲット水準が投資先債券の実際の売却価格となるわけではありません。投資先債券の実際の売却価格は、ターゲット水準を下回ることが予想されます。また、投資先債券の売却等を行う際の市場動向や費用負担等により、ファンドの実際の償還価格は、投資先債券の売却価格がターゲット水準であった場合におけるファンドの償還価格を下回る場合があります。換金（買戻し）手数料は、ファンドが早期償還される場合にもかかります。投資先債券の売却等が速やかに行えない場合があるため、投資先債券の価格がターゲット水準に達してから早期償還が行われるまで日数がかかる場合および早期償還が行われることなく満期償還となる場合があります。

## 投資リスク

## その他の留意点

## ● 参照戦略に関する留意事項

参照ファンドに帰属するウェイトは、あらかじめ決められたルールに従って運用されるアルゴリズムを適用することにより、計算代理人によりリバランスされます。参照戦略に埋め込まれたリターンを超えて、リターンを強化するような参照戦略のアクティブ運用はありません。市場参加者はしばしば市場、政治、金融またはその他の要素の観点から素早く投資を調整します。アクティブ運用商品は、アクティブ運用ではない商品よりも、直接かつ適切に、目下の市場、政治、金融またはその他の要素に対して潜在的に反応することができます。

## ● ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）は適用されません。

## ● 免責条項

参照ファンド、参照ファンドの運用会社、それらの関連会社またはそれらのメンバー、マネージャー、パートナー、取締役、役員もしくは従業員（以下、本項目において「対象当事者」といいます。）は、本書の内容の正確性や完全性、本書における表明、またはファンドのパフォーマンスについて、いかなる責任も負わないものとします。対象当事者は、本書および／またはファンドに関して投資者や第三者に生じた、いかなる直接的、間接的、結果的、または他の損失や利益の損失を含む損害についての責任からも免責されます。対象当事者は、ファンドの受益証券についてのマーケティング、勧誘または販売について責任を負うことも関与することもなければ、ファンドの販売に関する法令または規制の遵守について責任を負うこともなく、さらに、マーケティング、販売、売買に関する対象当事者の商品やサービスについて、意見を述べることを許された第三者もおりません。参照ファンドならびに参照ファンドの運用会社および／またはそれらの関連会社が助言を行う他のいかなるファンドの過去のパフォーマンスも、ファンドの将来のパフォーマンスを示すものではありません。

## 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03

ケイマン籍契約型外国投資信託（米ドル建て）／単位型 公社債投資信託

作成基準日：2026年3月31日

※ 当ファンドの購入の申込期間は終了しています。

## お申込み

## 換金（買戻し）単位

1口以上1口単位、もしくは管理会社が別途定める単位

## 換金（買戻し）価格

関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価格

（注）「買戻日」とは、毎ファンド営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、ケイマン諸島、ロンドン、ニューヨークおよびダブリンの銀行が営業している日で、ニューヨークの証券取引所が営業している日で、かつ日本において銀行および金融商品取引業者が営業している日（土曜日または日曜日を除きます。）、またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

## 換金（買戻し）代金

日本の投資者に対する買戻代金の支払いは、国内約定日（通常、買戻日から1ファンド営業日後の翌国内営業日）から起算して8国内営業日目以降に行われます。

（注1）「国内営業日」とは、日本における販売会社の日本における営業日をいいます。

（注2）ファンドの早期償還に伴い取り消された換金（買戻し）請求については、上記と異なる取扱いとなる場合があります。

## 換金申込不可日

国内営業日がファンド営業日でない場合およびファンドの償還日には、換金（買戻し）の申込みを行うことはできません。

## 信託期間

ファンドは、2020年3月31日に運用を開始し、原則として2030年3月29日に終了します。

ただし、「早期償還」により早期に償還されることがあります。「早期償還」については交付目論見書をご覧ください。

## 決算日

毎年2月末日

## 収益分配

原則として分配は行わない方針です。

## 課税関係

税法上、ファンドは、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

※ 当ファンドの購入の申込期間は終了しています。

#### ファンドの費用

##### 投資者が直接的に負担する費用

###### ○ 購入（申込み）手数料

ありません。

（ただし、ファンドの発行価格の2.00%相当額が、ファンドの信託財産から日本における販売会社に支払われます。）

- 投資者は、ファンドの募集時の購入時手数料については直接負担せず、設定後約10年後の応当する買戻日まで、ファンドに対して間接的に後払いする仕組みとなっています。
- また、ファンドの発行価格の2.00%に相当する金額の前払販売報酬はファンドの信託期間にわたり償却されるため、投資者のファンド購入代金が当初ファンド投資額となります。
- 後記「ファンドの管理報酬等」に記載の販売会社報酬に加え、換金（買戻し）手数料およびファンドの信託期間にわたり償却される前払販売報酬が、ファンドの募集時における販売募集業務、情報提供、またはその他のこれらに付随する業務の対価となります。

###### ○ 換金（買戻し）手数料

以下に従って計算される買戻し手数料が買戻される受益証券の買戻代金から控除されます。

日本の消費税および地方消費税は買戻し手数料に対してかかりません。

※換金（買戻し）手数料は、ファンドが早期償還される場合（ファンドの受益証券の発行口数が10万口を下回った場合、および、投資先債券の価格がターゲット水準以上となった場合において、管理会社がファンドのすべての受益証券を強制的に買戻すことを決定したことによりファンドが早期償還される場合を含みます。）にもかかります。

<下記期間中（両端の日を含みます。）の買戻日における買戻し>

設定日から2021年3月31日の間

2021年4月1日から2022年3月31日の間

2022年4月1日から2023年3月31日の間

2023年4月1日から2024年3月31日の間

2024年4月1日から2025年3月31日の間

2025年4月1日から2026年3月31日の間

2026年4月1日から2027年3月31日の間

2027年4月1日から2028年3月31日の間

2028年4月1日から2029年3月31日の間

2029年4月1日から2030年3月28日の間

<買戻し手数料>

買戻される受益証券の口数にファンドの発行価格を乗じた額の2.0%

買戻される受益証券の口数にファンドの発行価格を乗じた額の1.8%

買戻される受益証券の口数にファンドの発行価格を乗じた額の1.6%

買戻される受益証券の口数にファンドの発行価格を乗じた額の1.4%

買戻される受益証券の口数にファンドの発行価格を乗じた額の1.2%

買戻される受益証券の口数にファンドの発行価格を乗じた額の1.0%

買戻される受益証券の口数にファンドの発行価格を乗じた額の0.8%

買戻される受益証券の口数にファンドの発行価格を乗じた額の0.6%

買戻される受益証券の口数にファンドの発行価格を乗じた額の0.4%

買戻される受益証券の口数にファンドの発行価格を乗じた額の0.2%

###### ○ 申込締切時間

買戻請求：換金申込締切日（各買戻日の1ファンド営業日前）の午後3時

###### ○ 信託財産留保額

かかりません。

##### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

###### ○ ファンドの管理報酬等

報酬対象額<sup>\*</sup>の年率0.69%（ただし、受託会社報酬の最低報酬額として年間15,000米ドル、管理事務代行会社報酬と保管会社報酬の最低報酬額として合計年間15,000ユーロがかかります。）およびその他の費用・手数料がファンドから支払われます。

（※ファンドの発行価格に評価日時時点の発行済受益証券口数を乗じた額を意味します。）

上記のほか、ファンドの発行価格に対し2.00%に相当する金額の前払販売報酬が、ファンドの信託期間にわたって償却されます。

管理会社報酬、受託会社報酬、管理会社業務代行会社報酬、管理事務代行会社報酬、サービス支援会社報酬、保管会社報酬、

販売会社報酬および代行協会員報酬の各報酬は、設定日から投資先債券満期日までの期間（以下、「報酬計算期間」といいます。

なお、報酬計算期間は設定日および投資先債券の満期日を含みます。）中に支払われます。

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

管理会社

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・

カンパニー・エス・エイ

※ 当ファンドの購入の申込期間は終了しています。

#### ファンドの費用

##### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 投資先債券のパフォーマンスに影響し、間接的にファンドの純資産価額に影響を与える費用および控除率

##### <控除率>

参照戦略の収益率を計算する際、年率0.50%の控除率が控除されます。

##### <その他>

参照戦略の収益率を計算する上での基礎となる参照ファンドの水準は、アセット・サービシング・コストを控除したものです。また、参照ファンドの水準を算出する際の要素である参照ファンドの純資産価格は、当該参照ファンドにかかるオルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）報酬、投資運用報酬、成功報酬その他費用を控除して計算されます。これらの詳細につきましては、請求目論見書をご参照ください。

※ 手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

#### 税金

##### <個人のお客さまに適用される税制>

- ◆ 個人のお客さまが支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。
- ◆ 受益証券の換金（買戻し）または償還に基づく損益は、個人のお客さまについて、換金（買戻し）時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315%（所得税15.315%、住民税5%）が課せられます。

##### <法人のお客さまに適用される税制>

- ◆ 法人のお客さまが支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

- ・ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

##### <ファンドの関係法人>

ファンドの運営上の役割 管理会社	会社名等 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ ファンドの資産の管理・運営ならびに受益証券の発行および買戻しを行います。
受託会社	C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド ファンドの受託業務を行います。
保管会社／管理事務代行会社	S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 ファンドの資産の保管業務および管理事務代行業務を行います。
管理会社業務代行会社	ミレニアム・ファンド・サービスズ・ジャパン株式会社 ファンドの管理会社業務代行業務を行います。
サービス支援会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社 ファンドのサービス支援業務を行います。
代行協会員	ゴールドマン・サックス証券株式会社 日本における代行協会員業務を行います。
日本における販売会社	株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第54号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 受益証券の販売・買戻業務を行います。

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

管理会社  
SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・  
カンパニー・エス・エイ

## 当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、ゴールドマン・サックス証券株式会社等から提供された情報を基に三井住友DSアセットマネジメントが作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料はゴールドマン・サックス証券株式会社等および三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

管理会社

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・  
カンパニー・エス・エイ